

平成 23 年 9 月第 3 回市議会定例会

議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 招 集 告 示 | 8 月 2 6 日 (金) |
| (2) 開 会 | 9 月 6 日 (火) |
| (3) 閉 会 | 9 月 2 1 日 (水) |

2 提出案件

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 報 告 | 1 3 件(うち追加報告 2 件) |
| (2) 条 例 | 4 件 |
| (3) 補 正 予 算 | 3 件 |
| (4) 契約・財産の取得 | 5 件 |
| (5) 市 道 の 認 定 等 | 2 件 |
| (6) 人 事 | 1 件(うち追加提案 1 件) |
| (7) 決 算 | 2 件(うち追加提案 2 件) |

計 3 0 件

提出案件一覧

報告

【専決処分7件】

- 1 報告第37号 専決処分の承認について（土浦市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 2 報告第38号 専決処分の承認について（土浦市介護保険条例の一部改正について）
- 3 報告第39号 専決処分の承認について（土浦市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について）
- 4 報告第40号 専決処分の承認について（土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について）
- 5 報告第41号 専決処分の承認について（平成23年度土浦市一般会計補正予算（第4回））
- 6 報告第42号 専決処分の報告について（和解について）
- 7 報告第43号 専決処分の報告について（和解について）

【法人の経営状況 4件】

- 1 報告第44号 土浦市土地開発公社の平成22年度経営状況について
- 2 報告第45号 財団法人土浦市産業文化事業団の平成22年度経営状況について
- 3 報告第46号 財団法人土浦市農業公社の平成22年度経営状況について
- 4 報告第47号 株式会社ラクスマリーナの平成22年度経営状況について

【健全化判断比率等（追加報告：最終日提出）2件】

- 1 報告第48号 健全化判断比率の報告について
- 2 報告第49号 資金不足比率の報告について

議案

【条例 4件】

- 1 議案第52号 土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 2 議案第53号 土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正について
- 3 議案第54号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 4 議案第55号 土浦市景観条例の制定について

【予算 3件】

- 1 議案第56号 平成23年度土浦市一般会計補正予算（第5回）
- 2 議案第57号 平成23年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 3 議案第58号 平成23年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）

【契約・財産の取得 5件】

- 1 議案第59号 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する平成23年度委託契約一部変更契約の締結について（トンネル本体工事）
- 2 議案第60号 川口運動公園野球場スコアボード設置工事請負契約の締結について
- 3 議案第61号 財産の取得について（常備消防用高規格救急自動車）
- 4 議案第62号 財産の取得について（常備消防用CD-I型消防ポンプ自動車）
- 5 議案第63号 財産の取得について（常備消防用水槽付消防ポンプ自動車水-II型）

【その他の単独議案 2件】

- 1 議案第64号 市道の路線の認定について
- 2 議案第65号 訴えの提起について

諮問

【人事（追加提案：最終日提出）1件】

- 1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

認定

【決算（追加提案：最終日提出）2件】

- 1 認定第1号 平成22年度土浦市歳入歳出決算の認定について
- 2 認定第2号 平成22年度土浦市水道事業会計決算の認定について

平成 23 年第 3 回市議会定例会 報告

【専決処分】（7 件）

1 報告第 37 号 専決処分の承認について（土浦市国民健康保険税条例の一部改正）

改正の趣旨	国の基準に合わせて，東日本大震災による，国民健康保険税の減免の申請について，時期に係らず申請可能とするための改正
改正の主な内容	<p>国民健康保険税の減免申請日について基準に合わせて以下のように改正する。</p> <p>○通常及び東日本大震災の減免申請の場合 第 25 条第 2 項 期限前 7 日まで(特別徴収の場合は，徴収月の前々月の 15 日まで)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○東日本大震災による減免申請の場合 付則の追加 時期に係らず申請可能</p>
施行日	公布の日から施行する（平成 23 年 8 月 1 日）
専決処分日	平成 23 年 8 月 1 日

2 報告第 38 号 専決処分の承認について（土浦市介護保険条例の一部改正）

改正の趣旨	国の基準に合わせて，東日本大震災による，介護保険料の減免の申請について，時期に係らず申請可能とするための改正
改正の主な内容	<p>介護保険料の減免申請日について基準に合わせて以下のように改正する。</p> <p>○通常・及び東日本大震災による減免申請の場合 第 10 条第 2 項 期限前 7 日まで(特別徴収の場合は，徴収月の前々月の 15 日まで)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○東日本大震災による減免申請の場合 付則の追加 時期に係らず申請可能</p>
施行日	公布の日から施行する（平成 23 年 8 月 1 日）
専決処分日	平成 23 年 8 月 1 日

◎主な減免内容

大震災により主たる生計維持関係者の居住する住居に損害を受けた世帯
当該世帯の被保険者全員について算定した保険料(税)額に，表に掲げる
損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

損害程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1

3 報告第39号 専決処分の承認について

(土浦市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

改正の趣旨	「東筑波新治工業団地地区計画」及び「高津地区地区計画」の都市計画決定に伴い当該地区の制限内容を本条例に追加するための改正																						
改正の主な内容	<p>制限の概要</p> <table border="1" data-bbox="395 376 1437 891"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 376 659 412">制限内容</th> <th data-bbox="663 376 927 412">東筑波新治工業団地</th> <th data-bbox="932 376 1179 412">高津(商業業務地区)</th> <th data-bbox="1184 376 1437 412">高津(隣接サービス地区)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 418 659 622">建築物の用途の制限</td> <td data-bbox="663 418 927 622">寺社等 保育所等 公衆浴場 診療所 自動車教習所 カラオケボックス等</td> <td data-bbox="932 418 1179 622">住宅等 寺社・教会等 ホテル又は旅館 自動車教習所 風俗営業店 場外馬券場等 倉庫業 畜舎等</td> <td data-bbox="1184 418 1437 622">住宅等 寺社・教会等 ホテル又は旅館 自動車教習所 風俗営業店 場外馬券場等 倉庫業 畜舎等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 629 659 696">建築物の敷地面積の最低限度</td> <td data-bbox="663 629 927 696">3,000㎡</td> <td data-bbox="932 629 1179 696">3,000㎡</td> <td data-bbox="1184 629 1437 696">500㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 703 659 824">壁面の位置の制限</td> <td data-bbox="663 703 927 824">道路境界・隣地境界から1m等</td> <td data-bbox="932 703 1179 824">道路境界・隣地境界から1m (都市計画道路からは5m)</td> <td data-bbox="1184 703 1437 824">道路境界・隣地境界から1m等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 831 659 891">建築物の高さの最高限度</td> <td data-bbox="663 831 927 891">31m</td> <td data-bbox="932 831 1179 891">30m</td> <td data-bbox="1184 831 1437 891">20m</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="395 898 1482 965">◎本条例に上記の制限を追加することにより、建築基準法第9条に基づく「是正措置等」を適用することなど法的な強制力が生じることとなる。</p> <p data-bbox="395 1010 1482 1155">※本条例に関連する都市計画については、本年8月22日に市街化区域の編入に合わせ、用途地域及び地区計画の決定が行われた。加えて、適正な土地利用の誘導を図るためには、法的な強制力が生じることができよう、都市計画決定に合わせ速やかに条例化する必要がある。</p>			制限内容	東筑波新治工業団地	高津(商業業務地区)	高津(隣接サービス地区)	建築物の用途の制限	寺社等 保育所等 公衆浴場 診療所 自動車教習所 カラオケボックス等	住宅等 寺社・教会等 ホテル又は旅館 自動車教習所 風俗営業店 場外馬券場等 倉庫業 畜舎等	住宅等 寺社・教会等 ホテル又は旅館 自動車教習所 風俗営業店 場外馬券場等 倉庫業 畜舎等	建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡	3,000㎡	500㎡	壁面の位置の制限	道路境界・隣地境界から1m等	道路境界・隣地境界から1m (都市計画道路からは5m)	道路境界・隣地境界から1m等	建築物の高さの最高限度	31m	30m	20m
制限内容	東筑波新治工業団地	高津(商業業務地区)	高津(隣接サービス地区)																				
建築物の用途の制限	寺社等 保育所等 公衆浴場 診療所 自動車教習所 カラオケボックス等	住宅等 寺社・教会等 ホテル又は旅館 自動車教習所 風俗営業店 場外馬券場等 倉庫業 畜舎等	住宅等 寺社・教会等 ホテル又は旅館 自動車教習所 風俗営業店 場外馬券場等 倉庫業 畜舎等																				
建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡	3,000㎡	500㎡																				
壁面の位置の制限	道路境界・隣地境界から1m等	道路境界・隣地境界から1m (都市計画道路からは5m)	道路境界・隣地境界から1m等																				
建築物の高さの最高限度	31m	30m	20m																				
施行日	県、市の都市計画決定・告示日に合わせて施行する（平成23年8月22日）																						
専決処分日	平成23年8月22日																						

4 報告第40号 専決処分の承認について

(土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

改正の趣旨	スポーツに関する基本理念や、施策の基本事項等を定めるため、平成23年8月24日にスポーツ基本法が施行されたことに準拠し、職名を変更するための改正				
改正の主な内容	<p>○本条例の別表中の職名について法に合わせて以下のように改正する。</p> <p>改正前 別表第1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">職 名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">体育指導員</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後 別表第1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">職 名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">スポーツ推進委員</td></tr> </table>	職 名	体育指導員	職 名	スポーツ推進委員
職 名					
体育指導員					
職 名					
スポーツ推進委員					
施行日	平成23年8月24日				
専決処分日	平成23年8月24日				

5 報告第41号 専決処分の承認について

(平成23年度土浦市一般会計補正予算(第4回))

補正予算総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	50,819,439	60,634	50,880,073
合計(全会計)	87,033,751	60,634	87,094,385

一般会計歳入歳出補正予算

(単位:千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	繰越金	1	60,634	60,635
	合計(一般会計総額)	50,819,439	60,634	50,880,073
歳出	民生費	15,720,582	12,733	15,733,315
	衛生費	3,822,242	42,000	3,864,242
	教育費	5,019,575	5,901	5,025,476
	合計(一般会計総額)	50,819,439	60,634	50,880,073

☆ 補正予算の主なもの

- ・アオコ回収業務委託 (42,000 千円)
- ・学校保育所等給食食材用放射線測定機器購入… (18,634 千円)

6 報告第42号 専決処分の報告について(和解について)

道路管理に係る物損事故の和解

事故発生年月日	平成23年6月12日 午前1時頃
事故発生場所	土浦市中荒川沖町697番2 地先(市道荒川沖西二丁目8号線)
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	相手方車両が、走行中、下水道マンホールの蓋と道路の間に生じていた段差に接触し、車両が一部破損した。
和解内容	損害賠償額 土浦市の損害賠償額 174,000円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成23年7月18日

7 報告第43号 専決処分の報告について(和解について)

公用車に係る交通事故の和解

事故発生年月日	平成23年5月18日 午後5時頃
事故発生場所	つくば市下広岡1061番地59 地先
相手方	東京都江東区 有限会社
原因・状況等	公用車が、走行中、車線変更しようとした際、公用車の左側面と相手方車両の右側面が接触し、双方の車両が一部破損した。 過失割合 市 80%、相手方 20%
和解内容	損害賠償額 土浦市の損害賠償額 81,522円 (相手方車両損害額 101,903円×80%) 相手方の損害賠償額 23,265円 (市車両損害額 116,326円×20%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成23年7月26日

【法人の経営状況】（4件）

- 1 報告第44号 土浦市土地開発公社の平成22年度経営状況について
- 2 報告第45号 財団法人産業文化事業団の平成22年度経営状況について
- 3 報告第46号 財団法人土浦市農業公社の平成22年度経営状況について
- 4 報告第47号 株式会社ラクスマリーナの平成22年度経営状況について

主な決算状況

法人	主な決算状況
土地開発公社	当期純利益 5,164千円 期末正味財産 212,245千円
産業文化事業団	当期末処分利益 2,605千円 期末正味財産 5,605千円
農業公社	一般会計収支 5,441千円 一般会計期末正味財産 65,598千円 特別会計収支 17,650千円 特別会計期末正味財産 22,245千円
ラクスマリーナ	当期純利益 14,282千円 当期末純資産 2,216千円

平成 23 年第 3 回市議会定例会 議案

1 議案第 5 2 号 土浦市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成 23 年 7 月 29 日に施行されたことに準拠し、本条例に規定する災害弔慰金支給対象遺族に兄弟姉妹を追加するための改正
改正の主な内容	<p>災害弔慰金(東日本大震災以外も対象)を支給する遺族について法に合わせ以下のように改める。</p> <p>改正前 第 4 条第 1 項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5) 祖父母</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後 第 4 条第 1 項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5) 祖父母</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">上記がいずれも存しない場合、同居し又は生計を同一にしていた兄弟姉妹</div>
施行日	公布の日から施行する(平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用)

◎主な支給内容

死亡した者が生計維持者	500万円
それ以外	250万円

2 議案第53号 土浦市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例の一部改正 について

改正の趣旨	放送法等の一部改正の施行に準拠し、引用する文言を整理する等の改正
改正の主な内容	<p>①条文中の文言を法の改正に合わせて下記のように改める。</p> <p style="text-align: center;">改正前 有線放送電話業務又は有線放送業務</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">改正後 有線一般放送</p> <p>※法改正により、有線ラジオ、有線テレビ等の有線放送業務が、統合されて「有線一般放送」とされた。</p> <p>②独立法人雇用・能力開発機構の廃止、県住宅供給公社の解散により、条文中より削除する。</p>
施行日	公布の日より施行する

3 議案第54号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について

改正の趣旨	入所児童数の増加に伴い、増設する児童クラブを本条例に追加する他、児童クラブの名称、位置を正式表記にするための改正												
改正の主な内容	<p>①増設するため条例に追加する児童クラブ別表</p> <table border="1" data-bbox="552 333 1209 452"> <tr> <td>名 称</td> <td>上大津東小学校第2児童クラブ</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td>土浦市沖宿町 2489 番地</td> </tr> </table> <p>②条例の中で各児童クラブの名称や位置に用いている算用数字表記を、正式な漢数字表記にする。</p> <p>○例</p> <p>改正前 別表</p> <table border="1" data-bbox="552 642 1209 761"> <tr> <td>名 称</td> <td>土浦第2小学校第1児童クラブ</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td>土浦市富士崎2丁目1番41号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後 別表</p> <table border="1" data-bbox="552 837 1209 956"> <tr> <td>名 称</td> <td>土浦第二小学校第1児童クラブ</td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td>土浦市富士崎二丁目1番41号</td> </tr> </table> <p>・クラブ名称表記改正 土浦第二小学校 ・クラブ位置表記改正 下高津小学校・真鍋小学校・都和小学校 荒川沖小学校・中村小学校・土浦第二小学校 乙戸小学校</p>	名 称	上大津東小学校第2児童クラブ	位 置	土浦市沖宿町 2489 番地	名 称	土浦第2小学校第1児童クラブ	位 置	土浦市富士崎2丁目1番41号	名 称	土浦第二小学校第1児童クラブ	位 置	土浦市富士崎二丁目1番41号
名 称	上大津東小学校第2児童クラブ												
位 置	土浦市沖宿町 2489 番地												
名 称	土浦第2小学校第1児童クラブ												
位 置	土浦市富士崎2丁目1番41号												
名 称	土浦第二小学校第1児童クラブ												
位 置	土浦市富士崎二丁目1番41号												
施行日	平成 23 年 10 月 1 日												

4 議案第55号 土浦市景観条例の制定について

制定の趣旨	本市は、霞ヶ浦と筑波山などの豊かな自然景観や、風格ある歴史・文化景観を有しており、こうした景観を、市民、事業者、行政の協働により、守り、育くみ、継承してゆくことに関する施策事項を定めるため本条例を制定する。
条例の主な内容	
項目	主な内容
1. 前文	○土浦市の景観特性と景観づくりの基本的考え方を明らかにする。
2. 総則 第1条～第8条	○条例の目的、市民・事業者・市の責務を明確化するとともに、三者の協働により市民が自らのまちの景観に誇りを持ちながら、個性あふれる景観づくりを進めていくための方向性を定めるとともに、茨城県や周辺自治体との連携を強化するという考え方を定める。
3. 景観計画の策定に関する事項【法定】 第9条～第11条	○景観法に基づく届出の前に、施主（事業主）は、市と事前に協議（相談）する仕組みを定める。
4. 事前協議（相談）制度に関する事項 第14条	○景観法に基づく土浦市景観計画の策定に関する仕組みや手続き、届出が必要な行為等を定める。
5. 助言及び勧告等 第16条～第18条	○勧告及び命令等に係る手続きを定める。
6. 届出対象行為等に関する事項【法定】 第19条	○届出対象行為についての規定を定める。 地区により届出対象行為の基準が異なるので規則にて定める。
7. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項【法定】 第23条～第28条	○景観重要建造物及び景観重要樹木の指定・現状の変更・廃止等の手続きなど、必要な事項を定める。
8. 市民等による景観まちづくりへの支援に関する事項 第29条～第32条	○市民等による景観まちづくりを推進するために必要な事項を定める。 ・まちづくり団体の認定 ・表彰及び啓発 ・支援及び助成
9. 土浦市景観審議会に関する事項 第33条～第35条	○土浦市景観条例に定める事項や土浦市の景観づくりに関する重要な事項を審議する組織として、土浦市景観審議会及び景観アドバイザーの設置について定める。
10. 雑則	○条例に関し必要な事項は、施行規則に定める旨を定める。
11. 附則	○条例の施行期日を定める。
施行日	平成23年10月1日（一部平成24年4月1日）

【予算】（3件）

- 1 議案第56号 平成23年度土浦市一般会計補正予算（第5回）
- 2 議案第57号 平成23年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 3 議案第58号 平成23年度土浦市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）

補正予算総括表

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	50,880,073	273,243	51,153,316
介護保険特別会計	7,854,136	33,771	7,887,907
公設地方卸売市場事業特別会計	123,120	0	123,120
合計(全会計)	87,094,385	307,014	87,401,399

一般会計予算歳入歳出補正予算

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	補正後計	
歳入	使用料及び手数料	1,067,268	▲ 14,995	1,052,273
	国庫支出金	7,405,606	42,920	7,448,526
	県支出金	2,652,498	34,615	2,687,113
	寄付金	19,393	35,638	55,031
	繰入金	432,858	2,998	435,856
	繰越金	60,635	103,400	164,035
	諸収入	2,740,960	1,000	2,741,960
	市債	6,778,000	67,667	6,845,667
	合計(一般会計総額)	50,880,073	273,243	51,153,316
歳出	総務費	5,374,076	61,377	5,435,453
	民生費	15,733,315	1,776	15,735,091
	衛生費	3,864,242	16,425	3,880,667
	農林水産業費	817,843	5,600	823,443
	商工費	952,579	16,934	969,513
	土木費	8,462,328	92,806	8,555,134
	教育費	5,025,476	48,325	5,073,801
	災害復旧費	1,528,954	30,000	1,558,954
	合計(一般会計総額)	50,880,073	273,243	51,153,316

☆ 補正予算の主なもの

- ・地域防災関係事業（避難所用防災用井戸・マンホールトイレ・発電機整備等）（57,567千円）
- ・朝日トンネル整備事業（関連道路整備）（71,203千円）
- ・学校施設耐震化早期完了のため、右碕小、下高津小、荒川沖小実施設計及び耐震詳細調査（49,000千円）
- ・東日本大震災による、まちかど蔵「野村」補修工事（25,000千円）
- ・東日本大震災による、消防施設等の修繕（5,000千円）
- ・働く世代（40代～60代）への大腸がん検診事業（4,371千円）

【契約・財産の取得 5件】

【参考】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

- ・ 予定価格 1億5,000万円以上の工事又は製造の請負
2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い
(土地については、1件5,000㎡以上のものに限る。)

1 議案第59号 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する 平成23年度委託契約一部変更契約の締結について(トンネル本体工事)

名 称	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する平成23年度委託契約一部変更契約
委 託 箇 所	土浦市大志戸地内外
委 託 内 容	朝日トンネルの土浦市側区間のトンネル本体工事に関する事務(平成23年度分) ・ 延長 732m(土浦市側全長) ・ 幅員 9m
契 約 金 額	(1)変更前 627,000,000円 (2)変更後 609,000,000円
契 約 の 相 手 方	水戸市笠原町978番6 茨城県知事 橋本 昌
契 約 の 方 法	随意契約

2 議案第60号 川口運動公園野球場スコアボード設置工事請負契約の締結について

名 称	川口運動公園野球場スコアボード設置工事
工 事 場 所	土浦市川口二丁目地内
工 事 内 容	構 造：鉄骨造 表示部外形：幅22m，高さ7m，奥行き2.5m 基 礎：杭基礎 外部仕上げ：フッ素樹脂鋼板 文字表示：LED付磁気反転表示素子 既存スコアボード，国旗掲揚塔解体
契 約 金 額	164,820,000円
契 約 の 相 手 方	土浦市港町1-1-7 (株)折本工業
契 約 の 方 法	一般競争入札

3 議案第61号 財産の取得について(常備消防用高規格救急自動車)

名 称	常備消防用高規格救急自動車購入
契 約 金 額	36,120,000円
契 約 の 相 手 方	茨城県水戸市千波町1887番地 茨城トヨタ自動車(株) 新車部特販課
契 約 の 方 法	随意契約

4 議案第62号 財産の取得について(常備消防用CD-I型消防ポンプ自動車)

名 称	常備消防用CD-I型消防ポンプ自動車購入
契 約 金 額	【車体】 4,777,500円 【艀装】 15,991,500円 計 20,769,000円
契 約 の 相 手 方	【車体】 茨城県土浦市中貫1579 茨城いすゞ自動車(株) 土浦営業所 【艀装】 東京都港区西新橋3-25-31 (株)モリタ 東京営業部
契 約 の 方 法	車体・指名競争入札 艀装・随意契約

5 議案第63号 財産の取得について(常備消防用水槽付消防ポンプ自動車水-II型)

名 称	常備消防用水槽付消防ポンプ自動車水-II型購入
契 約 金 額	【車体】 7,140,000円 【艀装】 19,530,000円 計 26,670,000円
契 約 の 相 手 方	【車体】 土浦市上坂田1441-1 茨城日野自動車 土浦支店 【艀装】 東京都港区西新橋3-25-31 (株)モリタ 東京営業部
契 約 の 方 法	車体・随意契約 艀装・指名競争入札

【市道の認定等】（2件）

1 議案第64号 市道の路線の認定について

1	市道蓮河原新町 17号線	概要	民間業者の開発行為(5区画)に伴う認定
		起点	自 蓮河原新町 4167-6
		終点	至 蓮河原新町 4167-3
		幅員	6.00m~12.00m
		延長	20.10m
2	市道若松54号線	概要	民間業者の開発行為(11区画)に伴う認定
		起点	自 東都和 4019-13
		終点	至 東都和 4019-16
		幅員	6.00m~10.24m
		延長	46.72m

【参考】

地方自治法第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第12号以外は省略)

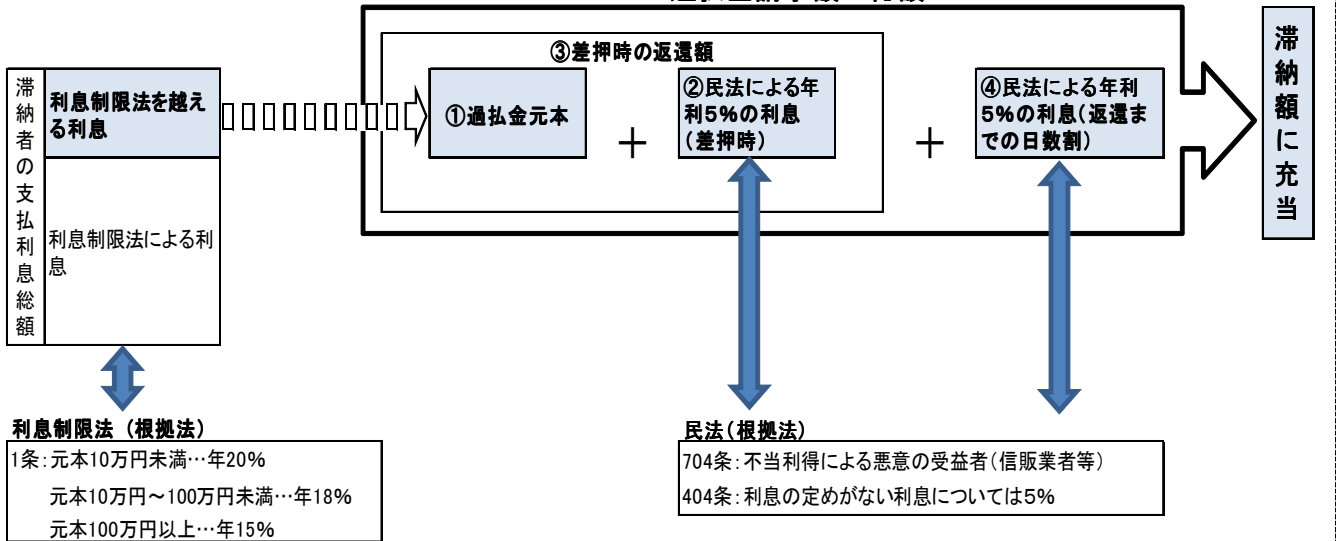
十二 普通地方公共団体がその当時者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

2 議案第65号 訴えの提起について

訴えの趣旨	・差押えた市税滞納者の信販業者に対する不当利得(過払金)返還請求権について、履行に応じない第三債務者(信販業者)に対する訴えの提起																																																									
請求の相手方	東京都千代田区麹町5丁目2番地1 株式会社オリエントコーポレーション																																																									
請求の趣旨	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">差押時</th> <th rowspan="2">+</th> <th colspan="2">返還時</th> <th rowspan="2">=</th> <th rowspan="2">請求額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">過払総額</th> <th colspan="2">④差押時から返還時まで発生する利息5%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">甲</td> <td colspan="2">③2,073,585円(①+②)</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">④差押時から返還時まで発生する利息5%</td> <td rowspan="3">=</td> <td rowspan="3">③+④</td> </tr> <tr> <td>過払金元本</td> <td>利息5%</td> </tr> <tr> <td>①2,050,702円</td> <td>②22,883円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乙</td> <td colspan="2">③731,095円(①+②)</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">④差押時から返還時まで発生する利息5%</td> <td rowspan="3">=</td> <td rowspan="3">③+④</td> </tr> <tr> <td>過払金元本</td> <td>利息5%</td> </tr> <tr> <td>①684,808円</td> <td>②46,287円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乙</td> <td colspan="2">③415,686円(①+②)</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">④差押時から返還時まで発生する利息5%</td> <td rowspan="3">=</td> <td rowspan="3">③+④</td> </tr> <tr> <td>過払金元本</td> <td>利息5%</td> </tr> <tr> <td>①403,063円</td> <td>②12,623円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">丙</td> <td colspan="2">③2,883,003円(①+②)</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">④差押時から返還時まで発生する利息5%</td> <td rowspan="3">=</td> <td rowspan="3">③+④</td> </tr> <tr> <td>過払金元本</td> <td>利息5%</td> </tr> <tr> <td>①2,039,327円</td> <td>②843,676円</td> </tr> </tbody> </table>	差押時		+	返還時		=	請求額	過払総額		④差押時から返還時まで発生する利息5%		甲	③2,073,585円(①+②)		+	④差押時から返還時まで発生する利息5%	=	③+④	過払金元本	利息5%	①2,050,702円	②22,883円	乙	③731,095円(①+②)		+	④差押時から返還時まで発生する利息5%	=	③+④	過払金元本	利息5%	①684,808円	②46,287円	乙	③415,686円(①+②)		+	④差押時から返還時まで発生する利息5%	=	③+④	過払金元本	利息5%	①403,063円	②12,623円	丙	③2,883,003円(①+②)		+	④差押時から返還時まで発生する利息5%	=	③+④	過払金元本	利息5%	①2,039,327円	②843,676円	※甲・乙・丙については市税滞納者	
差押時		+	返還時		=	請求額																																																				
過払総額			④差押時から返還時まで発生する利息5%																																																							
甲	③2,073,585円(①+②)		+	④差押時から返還時まで発生する利息5%	=	③+④																																																				
	過払金元本	利息5%																																																								
	①2,050,702円	②22,883円																																																								
乙	③731,095円(①+②)		+	④差押時から返還時まで発生する利息5%	=	③+④																																																				
	過払金元本	利息5%																																																								
	①684,808円	②46,287円																																																								
乙	③415,686円(①+②)		+	④差押時から返還時まで発生する利息5%	=	③+④																																																				
	過払金元本	利息5%																																																								
	①403,063円	②12,623円																																																								
丙	③2,883,003円(①+②)		+	④差押時から返還時まで発生する利息5%	=	③+④																																																				
	過払金元本	利息5%																																																								
	①2,039,327円	②843,676円																																																								

【参考】

過払金請求額の総額



平成 23 年第 3 回市議会定例会 諮問

【人 事】 1 件 (最終日提出)

1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

任期満了の委員	今高 博子	委員	H23. 12. 31	3 期
	三輪 和夫	委員	H23. 12. 31	1 期
	脇田 美智子	委員	H23. 12. 31	1 期
	池田 憲男	委員	H23. 12. 31	1 期

(根拠)

○委員の推薦及び委嘱 (人権擁護委員法第 6 条)

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業化、教育者、新聞報道の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の**議会の意見を聞いて**、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

○任期 (人権擁護委員法第 9 条)

人権擁護委員の任期は、3 年とする。

○候補者の年齢制限 (法務省において、人権擁護委員活動の活性化を図る観点から、運用基準を定めている。)

・新任 ⇒ 65 歳以下の者

・再任 ⇒ 75 歳未満の者

(年令の基準日：市町村長が法務大臣に対して候補者を推薦するとき)

平成 23 年第 3 回市議会定例会 認定

【決算】(2件)

1 認定第1号 平成22年度土浦市歳入歳出決算の認定について

会計	22年度		21年度		増減	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
一般会計	51,007,048	49,156,545	50,423,278	49,158,763	583,770	▲ 2,218
公用先	1,570,180	1,570,180	2,645,479	2,645,479	▲ 1,075,299	▲ 1,075,299
駐車場	252,031	252,031	243,394	243,052	8,637	8,979
国保	14,505,684	14,505,684	14,490,409	14,484,066	15,275	21,618
老人保健	3,804	3,804	34,168	32,492	▲ 30,364	▲ 28,688
後期高齢	1,155,781	1,155,781	1,118,500	1,113,432	37,281	42,349
介護保険	7,343,259	7,343,259	6,954,199	6,938,526	389,060	404,733
下水道	4,946,511	4,946,511	5,629,965	5,608,255	▲ 683,454	▲ 661,744
卸売市場	172,804	172,804	446,597	444,761	▲ 273,793	▲ 271,957
農業集落	105,620	105,620	104,151	103,947	1,469	1,673
駅北再開発	53,946	53,946	24,216	24,178	29,730	29,768
総計	81,116,668	79,266,165	82,114,356	80,796,951	▲ 997,688	▲ 1,530,786

2 認定第2号 平成22年度土浦市水道会計歳出歳入決算の認定について

会計	22年度		21年度		増減	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
収益的収支	3,584,871	3,193,390	3,604,792	3,216,415	▲ 19,921	▲ 23,025
資本的収支	335,501	1,369,935	1,199,168	2,405,682	▲ 863,667	▲ 1,035,747
総計	3,920,372	4,563,325	4,803,960	5,622,097	▲ 883,588	▲ 1,058,772

平成 23 年第 3 回市議会定例会 追加報告

【健全化判断比率等】（2 件）（最終日提出）

1 報告第 48 号 健全化判断比率の報告について

根拠	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条			
内容	(単位：%)			
	比率名	H22 指数	早期健全化基準	備考
	実質赤字比率	—	11.88	
	連結実質赤字比率	—	16.88	
	実質公債費比率	11.3	25.0	H20～H22 3 ヵ年平均
	将来負担比率	36.6	350.0	
※比率のいずれかが早期健全化基準超過の場合 ⇒ 財政健全化計画を策定 ※実質赤字比率 : 一般会計+公用先特別会計 ※連結実質赤字比率 : 水道事業特別会計含む全会計				

2 報告第 49 号 資金不足比率の報告について

根拠	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条			
内容	(単位：%)			
	特別会計名	H22 指数	経営健全化基準	備考
	下水道事業	—	20.0	
	公設地方卸売市場事業	—	20.0	
	農業集落排水事業	—	20.0	
	土浦駅前北地区市街地再開発事業	—	20.0	
水道事業	—	20.0		
※資金不足比率が経営健全化基準超過の場合 ⇒ 経営健全化計画を策定 ※駐車場事業は、健全化法第 2 条，地方財政法第 6 条及び同法施行令第 37 条の規定により，公営企業とせず，資金不足比率を算定しない。				